

(平成23年2月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 10 日

A社で平成12年*月に定年を迎え、その後、年俸400万円(月額25万円、夏季、冬季賞与各50万円)の嘱託契約で働いたが、ねんきん定期便には、15年7月10日の標準賞与額が5万円として記録されている。本来、50万円で届けられるべきところ、間違って5万円として届けられたためであると思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与明細書及びA社が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤った標準賞与額（5万円）で届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 907

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和28年9月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月29日から同年10月1日まで

A社C支店から同社B支店に転勤になった時も継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者期間に空白期間がある。調査をして、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、並びにA社から提出された職歴証明書及び回答書から判断すると、申立人は、A社に昭和23年3月25日に入社し、平成3年6月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、「申立人の人事異動の発令日は昭和28年9月24日である。」と回答している上、申立人及び同僚は「人事発令日から通常は3営業日以内に業務の引継ぎを終えて異動した。」と供述しており、申立期間においてはA社B支店に勤務していたと推認されることから、同社B支店の資格取得日を昭和28年9月29日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和28年10月の社会保険事務所（当時）の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得日を、申立人の人事異動発令日である昭

和 28 年 9 月 24 日と届け出たと思うが、当時の資料は無いとしており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和26年1月25日、資格喪失日は27年1月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和26年1月から同年7月までは3,500円、同年8月から同年12月までは4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月25日から27年1月1日まで

私は、昭和26年1月から同年12月末までB市CのA社に勤務したのに厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿から、申立人は昭和26年1月25日にA社において被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、同被保険者台帳には、申立人のA社における資格喪失日の記載が無いが、標準報酬月額が昭和26年8月に月額変更となっていることが確認できる上、元従業員の証言及び申立人の供述内容から、申立人が同年12月末まで同社に勤務していたことが推認できる。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿が無いため、同社の厚生年金保険の適用期間については明らかではないが、同社の代表取締役であった者のオンライン記録から、少なくとも申立期間については適用事業所であったことが確認できる。

加えて、申立人と同時に資格取得した元従業員の一人も厚生年金保険被保険者台帳に資格喪失日の記載が無いこと等から、社会保険事務所(当時)の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格取得日は昭和26

年1月25日、資格喪失日は27年1月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳から、昭和26年1月から同年7月までは3,500円、同年8月から同年12月までは4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの期間及び50年1月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和50年1月から52年3月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっているが、集金に来ていただいて印紙を貼ってもらっていた。また、昭和50年からは領収書をもっていた。現在、手元には領収書は残っていないが、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が所持する国民年金手帳により、未納とされていた期間のうち、昭和49年4月から同年12月までの期間についてのみ、年金事務所により、保険料納付済期間と訂正されたが、その前後の期間である申立期間①及び②についても保険料を納付しているはずであるとして、今回の申立てに当たり、同手帳の写し及び昭和52年度第1期（昭和52年4月から同年6月までの期間）のA市の出納員発行の国民年金保険料領収書の写しを提出しているところ、同手帳の49年4月から同年12月までの国民年金印紙検認記録欄には、検認印が押されており、オンライン記録により、平成22年8月20日に当該期間の記録が納付済みに訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立期間①について、国民年金手帳の国民年金印紙検認記録を見ると、検認印が無く、割印され国民年金印紙検認台紙が切り離されており、申立期間②については、検認印が無く、国民年金印紙検認台紙に印紙も貼られていない。

また、申立人は、「領収書を渡されるようになったのは、昭和50年からである。」と主張しているが、A市は、「昭和51年4月から、当市の全地域で出納

員が保険料の徴収に行き、領収書を渡す方式になった。」と回答しており、申立人の主張と相違する上、A市が昭和51年4月以降の国民年金保険料の納付状況を記載している国民年金保険料収滞納リストにも掲載されておらず、申立人が保険料を納付していた状況はうかがえない。

さらに、申立人が、申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 909

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 24 日から 38 年 12 月 10 日まで

私は、A社在職中に、知人の誘いを受け、B社に転職した。同社ではC事業所に所属し、D社において厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの期間は、Eの現場において、F作業に従事していた。

当時の社長の名前や同僚の名前もよく覚えているのに、申立期間の厚生年金保険の記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

B社は、昭和 38 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在も不明のため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況等について確認できる関連資料及び証言を得ることはできない。

また、申立人は、「B社ではC事業所に所属し、Eの現場において、F作業従事者として勤務していた。」と申し立てしているところ、B社の元G支店長は、「C事業所はB社の下請会社であり、B社ではC事業所の従業員に係る社会保険の加入手続はしていなかった。」と証言している上、申立人が所属していたとするC事業所は、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同様に、申立人が記憶する同僚4人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 910

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 2 月から 9 年 7 月まで

申立期間を含めて給与は定額でほとんど変動が無く、社会保険の届出等の手続は私が行っていた。平成 4 年 12 月末頃に社会保険事務所（当時）の担当者が保険料の徴収の際、事業主に「給与の減額届を提出すれば、納付する保険料も少なくなるので、しばらくの間、そのようにして切り抜けてください。」と言ったので、やむを得ず減額届を提出したが、実際の給与は変更が無かったため、年金記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間のうち、平成 5 年 2 月から同年 11 月までの標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 24 万円と記録されていたところ、同年 12 月 6 日付けで同年 10 月 1 日の定時決定を取り消し、同年 2 月 1 日まで遡って 8 万円に減額訂正されており、以後、6 年 11 月から 9 年 7 月までは 9 万 2,000 円と記録されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、A社の代表取締役の妻であり、閉鎖登記簿謄本により、申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できる。

また、A社の元従業員は、「申立人は、社長の妻であり、経理全般を掌握していた。」と証言している上、同社に係る適用事業所調査台帳を見ると、その事務担当者欄には「妻」と記載されており、申立人は、従業員に係る標準報酬月額が減額となる報酬訂正届を提出したと供述していることから判断すると、申立人は同社の社会保険事務の担当取締役として、標準報酬月額の減額訂正に係る事業所の意思決定について一定の責任を有していたものと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社の取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 911 (事案 128 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から38年9月1日まで

昭和19年10月1日から38年8月31日までA社に勤務していたが、国(厚生労働省)の記録では、厚生年金保険被保険者としての記録はあるものの、脱退手当金を受領済みとされている。しかし、脱退手当金を受け取った記憶が無いため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、「脱退手当金受領証」に、署名・押印したことを認めており、脱退手当金が請求されたことは明らかであること、ii) 申立人の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の表示が記されていること、iii) 申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがはず、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成20年9月11日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、今回の再申立てに当たり、「前回の申立て時に、脱退手当金裁定請求書の中の一部署名捺印は、自分がしたものではないことから、裁定請求書は自分の意思によるものではなく、第三者により作成されたものであり、文書そのものが無効であると申し立てているのに、それに対する判断をせずに、その裁定請求書を根拠に、委員会が脱退手当金を受け取っているとすることに納得がいかない。また、裁定請求書、保険証添付不能事由書、受領書における筆跡、印鑑は、前回申立て時は一部認めたものがあつたが、改めて確認すると、全て自分のものではない。」として申し立てており、口頭意見陳述において、同様の主張に加え、B県の社会保険審査官(当時)に対し、

脱退手当金を受け取ったと返答したのは、脅迫によるものであり、自分の意思ではないと主張している。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金に係る申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたこととなっているが、申立人は、脱退手当金の裁定請求をした覚えが無く、脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合には、所定の書面等による手続が必要とされており、本事案では、脱退手当金裁定請求書の写しが存在し、また、その脱退手当金を受領したことを示す欄に署名押印がされている。これに対し、申立人は、それらが全て自らのものでないという主張をしている。

それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明付けられる資料がある中で、年金記録の真実性が疑われるような記録内容の矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなど、いわゆる周辺の事情から考慮して判断をしたが、本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の矛盾は見当たらず、脱退手当金裁定請求書及びその受領欄に署名押印がされており、C社会保険事務所（当時）に昭和40年9月10日付けで受け付けられた同請求書に基づき、同年11月16日に支給されていること、被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の表示が記されていること、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、むしろ申立期間の脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

これらを総合的に判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 912

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月1日から11年1月1日まで

A社に勤務していた申立期間について、ねんきん定期便に記載された標準報酬月額が、源泉徴収票及び確定申告書控から確認できる給与総額を12で除した金額と比べて低い等級になっているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において勤務していたA社では賞与の支給が無かったので、支給総額を12で除した金額が標準報酬月額である。」と主張している。

しかしながら、A社は、「申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないものの、人事担当者が残っていた記録から、平成9年度及び10年度において、申立人には月額30万円の給与と年2回の総額150万円の賞与支給があり、支給総額は510万円であったという記録が残っている。また、申立人は、平成6年*月をもって当社を定年退職し、同年*月から再雇用されており、再雇用後は昇給が無いことから、残る期間についても、同条件での雇用条件であったと思われる。また、年俸制になったのは11年4月以降である。」と回答している。

また、申立人の給与振込口座の取引異動明細を見ると、申立期間において平成10年11月を除き、毎年、年2回の賞与が支給されていることが確認できる上、毎月の振込額から、申立人が主張するような報酬月額ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人から提出された平成7年、9年及び10年の源泉徴収票並びに6年及び8年の確定申告書控の社会保険料等の金額欄に記載された額は、オ

ンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料等の控除額と自己申告されたB共済の掛金額を加算した額の合計額とほぼ一致している上、当該事業所に係るオンライン記録を確認しても、遡って申立期間の標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月9日から22年9月1日まで

私の最初の勤務先は、A社B工場だったが、同社がCの組立てを行うようになったことから、D社と合併した。A社は、その後、E県F市でG社として再建している。

私は、昭和21年9月9日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになるが、引き続きG社(E県F市)で勤務したと記憶している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に關係する事業所で、昭和18年4月から33年3月まで継続して勤務し、厚生年金保険の加入記録が無い21年9月9日から22年9月1日までの間についても厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、D社(同事業所は、昭和18年5月にA社B工場を吸収合併し、その後、社名変更等を経て現在の事業所となっている。)から提出された「H名簿」によると、申立人は、昭和21年9月9日に帰農により解雇となることが確認でき、これは申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記載内容と一致する。

また、G社の厚生年金保険の新規適用日は、オンライン記録によると、昭和22年9月1日であり、申立人が記憶している工場長も、同日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。